

史跡指定地の公有地化を進めるにあたっての基本方針

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 文化財課

史跡指定地の買収による公有地化にあたっては、下記に基づき、予算の範囲内で進めていくものとする。

1 対象とする史跡

- (1) 国指定史跡
- (2) 神奈川県指定史跡
- (3) 鎌倉市指定史跡

※補助金等の活用を勘案し、優先順位は(1)～(3)の正順とする。

2 公有地化の決定に係る考え方

(1) 所有者の希望

所有者からの要望を前提として買収を進める。

(2) 対象地の状況に応じた優先順位

対象となる土地の状況に応じ、以下に掲げる項目順に優先順位を決定する。

ア 史跡の保護を優先的に図るべき土地

(ア) 他法令等による規制がなく、史跡の本質的価値に影響を及ぼす具体的な開発計画等がある土地

(イ) 他法令等による規制がなく、将来的に史跡の本質的価値に影響を及ぼす開発等の可能性がある土地

a 市街化区域にある土地

b 市街化調整区域にある土地

イ 史跡の公開活用のために必要な土地

(ア) 整備計画があり、公開活用を進めていくにあたって公有地化が不可欠な土地

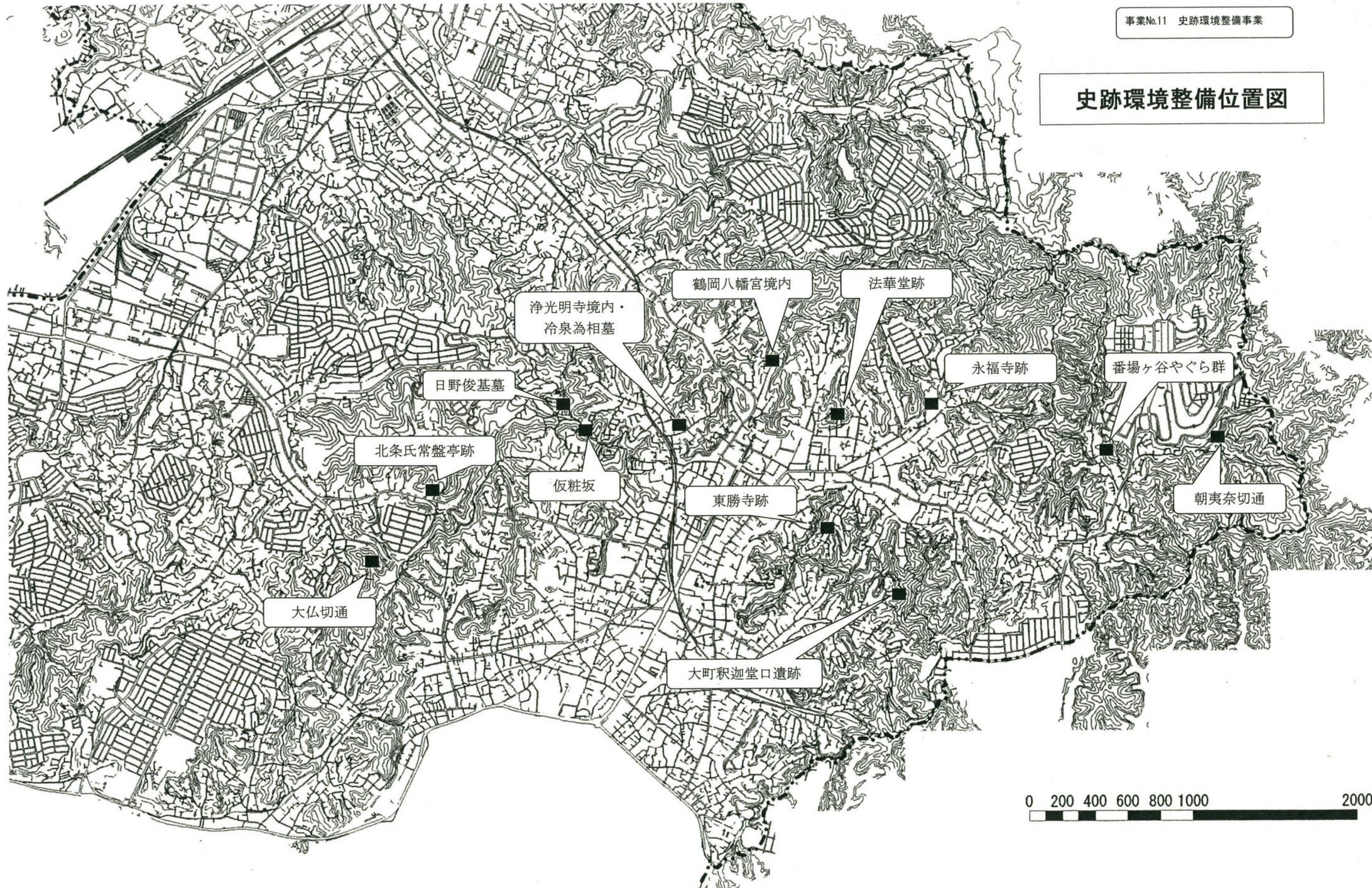
(イ) 暫定的な史跡の公開活用にあたって公有地化が必要な土地

3 公有地化計画の策定

本方針に基づき、具体的な公有地化計画を教育文化財部長決裁により、毎年度策定することとする。

平成29年4月28日 教育長決裁

史跡環境整備位置図



永福寺略年表

(出典：『吾妻鏡』(別記を除く))

文治5年(1189)

- 7月19日 頼朝、奥州藤原氏と戦うために鎌倉を出発する。
- 12月9日 頼朝、奥州平泉で見た諸堂に感激し、永福寺建立を決める。

建久2年(1191)

- 2月15日 頼朝、永福寺を建てる場所を決めるため、大倉周辺を探す。

建久3年(1192)

- 1月21日 頼朝、二階堂建設現場で土工事を見る。
- 8月27日 頼朝、庭造りの専門家、静玄を京都から招き、庭石の配置について相談する。
- 9月11日 静玄、庭の池に石をならべ、頼朝はこの様子を見学する。
- 10月29日 二階堂の扉と仏背後の壁画が完成する。奥州毛越寺の金堂(円隆寺)の壁画を模す。
- 11月13日 頼朝、庭石の置き方に満足せずやり直させる。
- 11月25日 二階堂完成、導師は三井寺の公頭。

建久5年(1194)

- 12月26日 新造薬師堂完成。導師は前権僧正勝賢。二階堂、阿弥陀堂、薬師堂の三堂がそろう。

正治元年(1199)

- 正月13日 頼朝、53才で没する。
- 9月23日 頼家、永福寺で蹴鞠を行う。

正治2年(1200)

- 閏2月29日 頼家、釣殿で遊ぶ。

建暦元年(1211)

- 4月29日 実朝、時鳥の声を聞くために訪れるが聞けずに空しく帰る。

建保2年(1214)

- 3月9日 実朝、永福寺で桜の花見。

建保5年(1217)

- 12月25日 実朝、永福寺僧坊で終夜歌会を行う。

寛喜元年(1229)

- 3月15日 頼経、花見。
- 10月26日 頼経、蹴鞠、歌会を行う。

貞永元年(1232)

- 11月29日 頼経、雪見、釣殿で歌会を行う。

寛元3年(1245)

- 10月12日 頼経、如法経を永福寺奥山に納める。

宝治元年(1247)

- 6月5日 三浦の乱、三浦光村、永福寺惣門の内側に陣をかまえる。

建長2年(1251)

- 3月10日 頼嗣、永福寺で花見。

文応元年(1260)

- 2月18日 宗尊親王、桜の花を見る。

弘安3年(1280) (『北条九代記』)

- 10月28日 鎌倉大火で、二階堂焼失。

延慶3年(1310) (『北条九代記・見聞私記』)

- 11月6日 浜辺の火の手で二階堂、大門、鐘楼が焼け落ちる。

元弘3年(1333) (『梅松論』)

- 5月 北条一族滅亡後、千寿王が別当坊に滞る。

応永12年(1405) (『鎌倉大日記』)

- 12月17日 永福寺炎上する。



国指定
史跡

よう ふく じ あと
永福寺跡

1. 建立の目的

永福寺は、源頼朝が文治5年(1189)に奥州平泉を攻めた後、戦いで亡くなった数万の将兵の鎮魂のために建てた寺院です。頼朝は、平泉で毛越寺や中尊寺を見て、永福寺の建立を思いついたとされています。

2. 境内

頼朝が征夷大將軍に任命された建久3年(1192)に中心の二階堂が完成しました。この堂の名は、現在の地名(二階堂)ともなっています。

建久5年(1194)までに、二階堂の両脇の阿弥陀堂、薬師堂が完成します。この三つの堂を中心に惣門、南門、釣殿、多宝塔、鐘楼、僧坊などの建物があったとされ、当時の旅日記などの文献には「その姿形は極楽の様子をそのまま表したようだ」と形容されています。二階堂の本尊は釈迦如来と考えられ、阿弥陀堂の阿弥陀如来、薬師堂の薬師如来と併せて三尊を祀る寺院でした。

頼朝の没後、頼家、実朝以下歴代の将軍たちは、境内で華やかな行事(蹴鞠、酒宴、花見、雪見、歌会等)を行うようになり、永福寺は幕府のサロンとして使われていくようになります。

鎌倉時代中期には大きな修理が行われ、鎌倉時代後期には二度にわたる火災に遭い、消失、再建を繰り返しました。応永12年(1405)12月の火災では主な建物が焼け落ち、その後しばらくして記録が途絶えてしまいます。この火災の後には再建されることなく、廃絶してしまったと考えられます。

3. 整備事業

当時の絵図などがなく、堂の規模や配置などは分かっていませんでしたが、昭和58年～平成8年にかけて中心域約15,800㎡の発掘調査が行われ、中心の二階堂、阿弥陀堂、薬師堂のほか、複廊、翼廊、釣殿、橋、庭園の規模や配置が明らかになりました。この成果から、永福寺は全国的に見ても有数の規模を持つ、当時の代表的な寺院であったことが分かりました。鎌倉市では、史跡指定地の公有化を進めるとともに、平成19年からは、調査成果を基にした建物の基壇(基礎)と庭園の復元など、永福寺跡の環境整備事業を実施してきました。

建物跡の表示

頼朝や政子らが踏みしめた当時の地面の上に、厚さ60cmの盛土をして遺跡を保護しながら、同じ位置に二階堂、阿弥陀堂、薬師堂の基壇を創建当時と同じ木製で再現しています。それぞれの堂を結ぶ廊下や釣殿は、礎石を設置して平面の形を示しています。使用している木材、石材は、調査で発見された材質と同じものを新たに設置しています。

庭園の整備

池も30cmのかさ上げをして、鎌倉時代の池を保護しながら再現しています。水際は浜砂利を敷き詰めて海浜の様子を復元し、庭石はできる限り本物を露出展示しています。本来の池はさらに東の道路側へ広がることが分かっていますが、復元ができないため、暫定的に板柵の護岸で池を区切っています。

発掘調査の 成果と整備の状況



令和3年度（2021年度）図書館管理運営事業 資料
鎌倉市の図書館の重点事業とその成果

【新規事業】

1. 中央図書館耐震改修工事

(1) 中央図書館を安全に安心して利用できる施設にします。

(2) 中央図書館の工事休館を契機に災害発生時に特定の図書館が使用不能になった際の事業継続計画を検討します。

- ・中央図書館耐震改修工事は2022年2月に終了しました。
- ・事業継続計画を踏まえ、中央図書館閉館中に深沢図書館地下書庫にサテライト中央図書館を設置し、ひと月ほど運用しました。この実践を踏まえ事業継続計画の改善を検討します。

2. 図書館を利用しにくい人へのサービス

(1) 視覚障がい者等の読書環境整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の成立を受け、多文化サービスや障害者サービスの一層の充実に努めます

- ・障害者用 DAISY 録音図書をホームページ上で検索できるようにしました。

3. 鎌倉の歴史と地域を知るための資料提供

(1) 「ジャパンサーチ」と連携します。

(2) 開館110周年を迎えるにあたり、2011年の100周年以降、10年間の鎌倉市図書館の記録を作成します

- ・「ジャパンサーチ」に鎌倉所蔵のデジタルアーカイブを掲載する準備を進めました。
- ・110周年記念誌は2022年3月中に完成しました。

【継続事業】

1. 「第3次鎌倉市子ども読書活動推進計画」の推進

(1) 市役所の福祉関係部署や保健師と連携し、読書がしにくい子どもへのサービスを進めます。

(2) コロナ感染防止対策下でも子どもたちに必要な本・情報・図書館の案内が広く行き渡るよう努めます。

- ・市役所の青少年課や発達支援室、外国にルーツを持つ子どもたちを支援するボランティア団体など、関係団体とコンタクトを取り懇談しました。
- ・子どもの本を案内するコンシェルジュ機能として、子どもの本の相談に応える職員がキャラクターバツ

子をつけてフロアワークする事業「こどもほんしえるじゅ」を開始しました。

・コロナ禍により中断していたおはなしかいを、各館、新型コロナウイルス感染症対策を行い、工夫して再開しました。

2. 職員の育成とスキルアップ

(1) 次代を担う職員の育成とスキルアップを進めます。

(2) 内外の研修講師を務める機会を増やし、個人の知識の共有化と伝える技術の向上を目指します。

・職員全体のスキルの向上のための職場研修と並行して、専門的な研修の受講や研修資料を読んで自ら学ぶ環境整備を進めました。

・内外の研修講師を積極的に務め、実績を可視化しました。

・令和3年度は神奈川県図書館協会の研修委員会委員長館として、神奈川県図書館協会加盟館対象の研修に主体的に関わりました。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 教育総務課

〒248-0012 鎌倉市御成町 12 番 18 号

TEL 0467-23-3000 内線 2454 FAX 0467-24-5569

MAIL kyouiku@city.kamakura.kanagawa.jp